

東京北法律九条の会・第51回記念企画



次回の企画は、松井久子監督の新作で、いま評判の「不思議なクニの憲法」を上映します。

朝晩涼しくなり、紅葉の季節となりました。皆さま、お元気でお過ごしのことと思います。

さて、北法律九条の会の次回企画は、松井久子監督の「不思議なクニの憲法」の上映会を開催します。

目についた映画のタイトル「不思議なクニの憲法」とは、どういう意味であるのか、分かりませんでした。紹介文をみると、(1) 憲法には、「私はどう生きるべきか」が書いてある、(2)「声をあげる私たち」として、それをいま、生き方として私たちが大切にすべきであると語られているように感じます。

そして、作品の中味を見ると、憲法が公布された以後の歴史のなかで、とくに、自由党と民主党の合併後の歴史のなかで、憲法の存続が幾多の困難に見舞われてきたが、その都度主権者である国民の大きな声と運動によって、憲法は困難を乗り越えてきたこと、そして、今日、安倍政権が国会で多数を占めながら、色々な手段を使って憲法を改悪しようとしても、これを次々と阻むかのように、主権者の声と運動が大きくなっていることに、「日本の憲法には不思議な力が備わっている」ことを表現したかったのではないかと思います。また、国民の多くが憲法9条を支持し、その改悪に反対しているのにもかかわらず、選挙となると、憲法9条を改悪しようとする安倍政権が圧勝することの不思議を表現されているのかもしれませんが。

この映画は、憲法論議が政治によって進められるのではなく、主権者である私たち国民の間に広がることを願ってつくられたものです。歴史的事実を重んじながら、「人びとの声」に耳を傾けます。ぜひ、たくさんの方にこのドキュメンタリー作品の映画をみていただきたいと思います。

当日は、映画を製作された松井久子監督にもお越しいただくことができました。映画のタイトルに込めた思いなどをお話ししていただきます。たくさんのご参加をお待ちしています。

第51回企画 2016年11月25日(金)午後6時から

場所・北法ビル3階会議室

《映画上映料お1人につき500円のご負担をお願いします》

(1) 午後6時～主催者のあいさつに続いて

松井久子監督のお話し

(2) 午後6時20分～8時30分

映画「不思議なクニの憲法」の上映

(3) 午後8時30分～9時

参加者による意見交換



出席回答欄

参加をご希望の方は、出席する企画に○印をして、この用紙11月20日までに、参加の旨をFAXして下さい(03-3907-2183)。

どちらか○印

① 新規

② 届出済み

御氏名 _____ (外 名) FAX 番号 _____

東京北法律事務所・九条の会

東京都北区王子本町1丁目18番1号 北法ビル TEL 03-3907-2105 FAX 03-3907-2183